

高齢者の移動手段の確保に関する検討会 中間とりまとめに基づく取組について

平成30年6月13日
国土交通省総合政策局
公共交通政策部交通計画課

高齢者の移動手段の確保（移動手段の拡大）

高齢者の移動手段の確保に関する検討会中間とりまとめ（2017年6月公表）への対応

1. 公共交通機関の活用

- ・高齢者の公共交通機関利用促進策に対する地方公共団体の助成の働きかけ
⇒ 自治体の施策情報を収集し、運輸局を通じ情報を共有（平成29年8月）
- ・乗合タクシー等高齢者が利用しやすいサービスの導入に向けた地方公共団体等との連携
⇒ 全国で4000台以上の乗合タクシーが運行中（平成28年度末調べ）。事業者・自治体の連携を引き続き促進
- ・タクシーの相乗り促進
⇒ 配車アプリを活用した実証実験を実施（平成30年1月～3月）
- ・過疎地域におけるサービス維持のための取組

2. 貨客混載等の促進

- ・貨客混載の推進
⇒ 過疎地域における旅客運送と貨物運送との事業の「かけもち」を可能とする措置を実施（平成29年8月通達、同年9月施行）
- ・スクールバス等への混乗
⇒ 地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針に追記（平成30年4月）

3. 自家用有償運送の活用

- ・検討プロセスのガイドライン化
⇒ 自家用有償運送を円滑に導入するための検討プロセスをガイドライン化（平成30年3月通達）
- ・市町村が主体となる自家用有償運送の活用の円滑化
⇒ 持込み車両の使用や区域運行を可能とする規制緩和（平成29年8月通達）
- ・地方公共団体等に対する制度の周知徹底
⇒ 自家用有償運送の制度や協議会の運営について解説したハンドブック作成・公表（平成30年4月）

4. 許可・登録を要しない輸送（互助による輸送）の明確化

- ・ルールの明確化
⇒ 道路運送法上の「許可・登録を要しない輸送」について、ガソリン代等の他に収受することが可能な範囲を明確化（平成30年3月通達）
⇒ NPO等が自治体の車両を活用する場合について、「許可・登録を要しない輸送」に当たることを明確化（平成29年8月通達）
- ・実施にあたっての条件整備
- ・「互助」による輸送の導入に関する情報提供
⇒ 「許可・登録を要しない輸送」に関する制度や実施可能なモデルについてのパンフレットを作成・公表（平成30年3月）

5. 福祉行政との連携

- ・介護サービスと輸送サービスの連携
⇒ 地域における運輸部門と福祉部門の連携強化を図るため、国交省・厚労省より通達を発出（平成29年7月通達）
⇒ 介護保険制度と連携した輸送サービスについて、介護保険から受けられる補助の範囲について明確化し、普及拡大のためのパンフレットを作成・公表（平成30年3月）

6. 地域における取組に対する支援

- ・地方運輸局の取組強化
- ・制度・手続等の周知徹底
- ・地域主体の取組の推進

- 自動車運送業の担い手不足と人口減少に伴う輸送需要の減少により、過疎地域等において人流・物流サービスの持続可能性の確保が深刻な課題となっていることから、自動車運送事業者が旅客又は貨物の運送に特化してきた従来のあり方を転換し、サービスの「かけもち」を可能とした。（平成29年8月～）

従来

【乗合バス】



350kg未満の荷物を運ぶことが可能
(道路運送法第82条)

【貸切バス・タクシー】

旅客運送に特化

【トラック】

貨物運送に特化

改正後

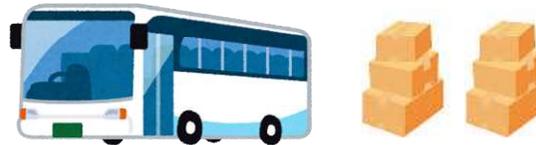
【乗合バス】



350kg以上の荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)

※350kg未満の荷物を運ぶ場合は、今まで通り許可不要

【貸切バス】



荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)

※過疎地域に限る

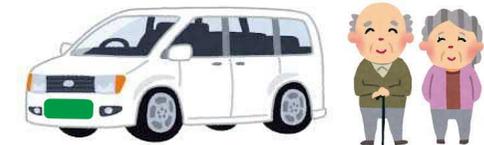
【タクシー】



荷物を運ぶことを可能とする
(貨物自動車運送事業の許可を取得)

※過疎地域に限る

【トラック】



人を運ぶことを可能とする
(旅客自動車運送事業の許可を取得)

※過疎地域に限る

従来通り

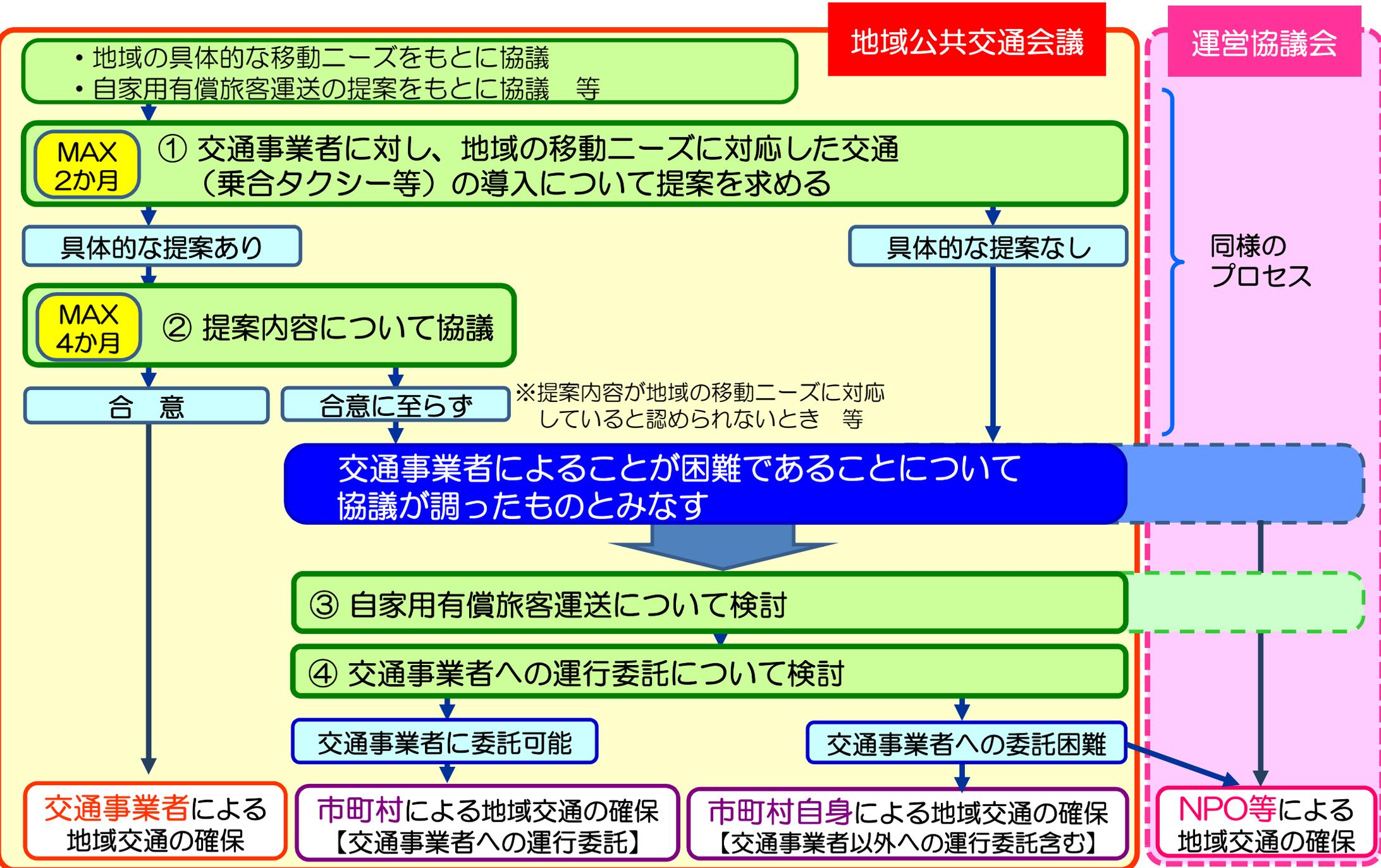
【自家用有償旅客運送】



350kg未満の荷物を運ぶことが可能
(道路運送法第78条第3号の許可を取得)

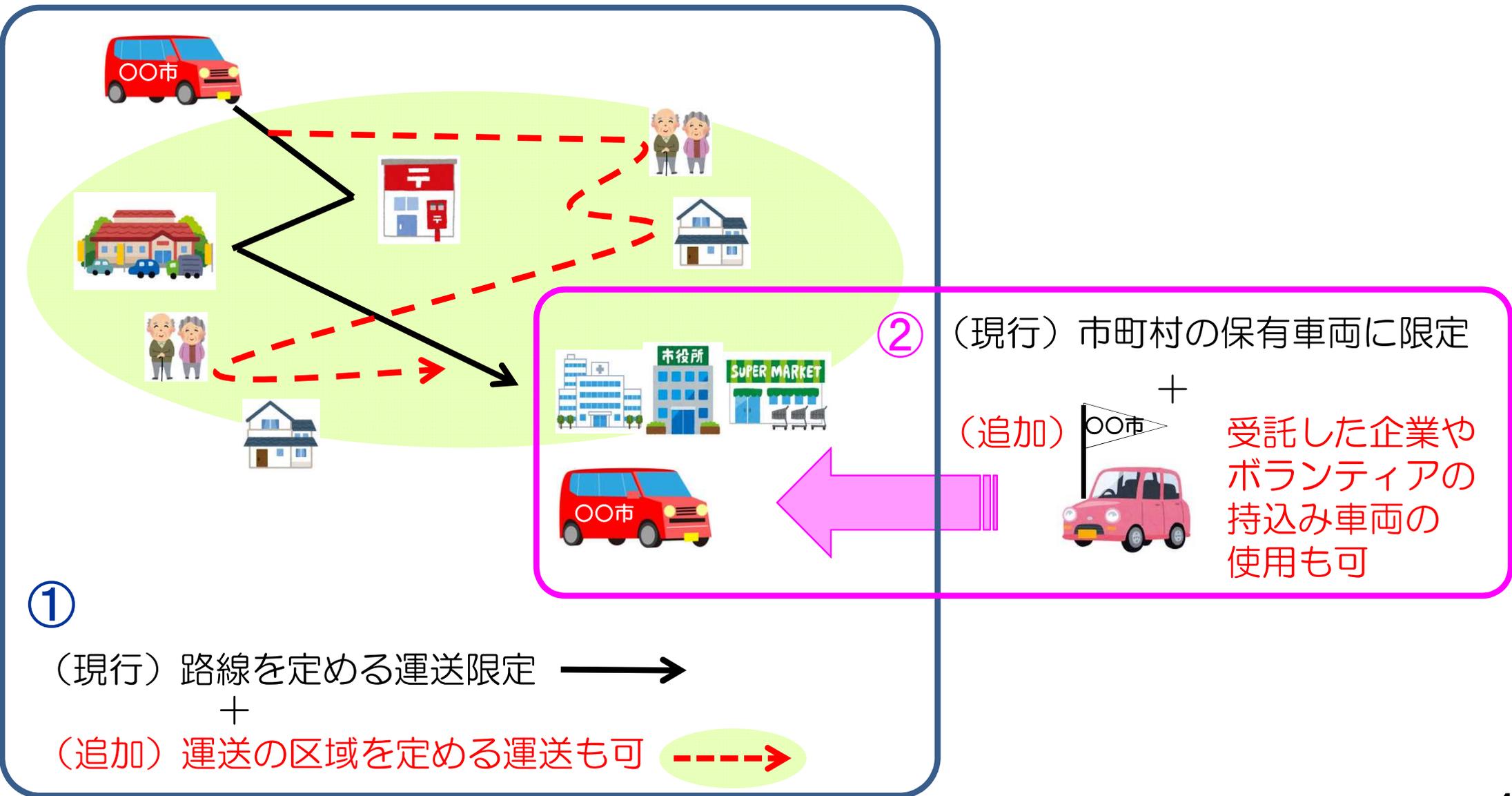
※過疎地域に限る

自家用有償旅客運送の導入円滑化



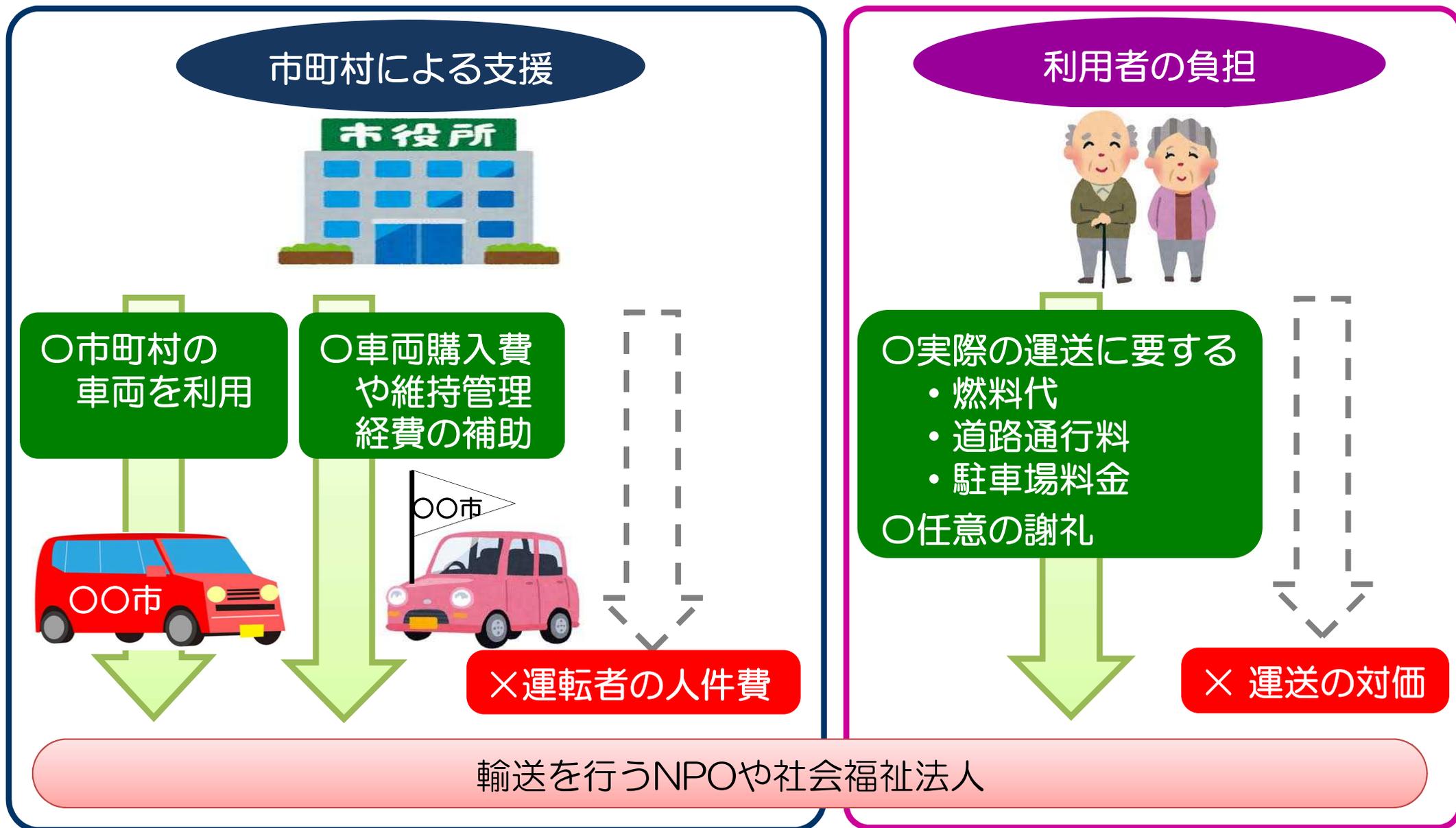
自家用有償旅客運送の活用円滑化

- ①市町村が主体となる場合には、路線運行しか認められてこなかったが、**区域運行も可能に**
- ②**持込み車両の使用はNPOが主体の場合に限られてきたが、市町村が主体となる場合も可能に**



「互助」による輸送(ボランティア輸送)の明確化

許可・登録を要しない輸送の「運送の対価に当たらない支援」



地域における分野横断的連携

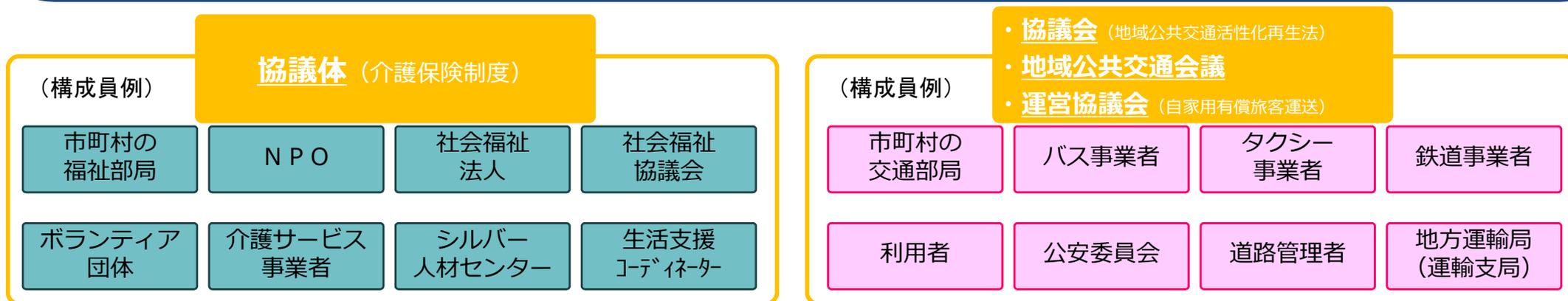
○ 高齢者の移動手段の確保に向け、地方公共団体の交通部局と福祉部局の連携や相互理解を促進するため、国交省及び厚労省からそれぞれの地方支分部局・地方公共団体関係部局に対し、以下のような通知を发出。

<国土交通省>

- 運輸局あてに「高齢者の移動手段の確保に向けた環境整備」(通知)を发出し、地方公共団体に対し、交通部局と福祉部局の連携や、双方の協議会、協議体への構成員の相互参加等を周知・助言するよう指示
- 「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」に、交通部局と福祉部局の連携に関する記載を追記

<厚生労働省>

- 「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」を改正し、福祉部局と交通部局の連携や、双方の協議体、協議会への構成員の相互参加等を追記



【構成員の相互参加】

市町村レベルでの連携イメージ

